

第135回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時

場所

仙台市青葉区中央三丁目3番20号
当行本店4階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

郵送またはインターネット等による議決権行使期限



2019年6月26日（水曜日）午後5時まで

目次

■ ごあいさつ	1
■ 第135回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	3
添付書類	
■ 第135期事業報告	7
■ 計算書類	27
■ 連結計算書類	29
■ 監査報告書	31
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	34
第2号議案 定款一部変更の件	35
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 11名選任の件	36
第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件	43
株主総会会場ご案内略図	末尾ご参照

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より七十七銀行をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

第135回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

取締役頭取 **小林 英文**



行 是

銀行の使命は、信用秩序の維持と預金者保護の精神を旨とし、自らの創意と責任において資金の吸収と信用の創造を行ない、もって国民経済の発展に寄与することにある。

この公共的使命に基づき、当行は地方銀行として、自己の利益と公共の利益との調和をはかりながら、地域社会に貢献する。

以上の理念に立脚し、ここに当行に職を奉ずるものよるべき軌範を定める。

一、奉仕の精神の高揚

銀行の発展は、地域社会の繁栄とともにあることを認識し、つねに奉仕の精神の高揚につとめる。

一、信用の向上

銀行の生命は信用にあることを銘記し、つねにその向上につとめる。

一、和協の精神の涵養

和協の精神は、職務遂行の根幹であることを自覚し、つねにその涵養につとめる。

株 主 各 位

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 小林 英文

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」(3～6ページ)に沿って**2019年6月26日(水曜日)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所	仙台市青葉区中央三丁目3番20号 当行本店4階会議室
3. 目的事項	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">報告事項</div> <p>1. 第135期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容および計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 第135期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">決議事項</div> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)11名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項	<p>議決権の不統一行使の事前通知</p> <p>議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行あてご通知ください。</p>

以 上

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日、株主総会へご出席の場合



- ・同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 当日は節電のため会場内の温度を高めに設定しておりますので、株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時

2019年6月27日(木曜日) 午前10時

当日、ご出席願えない場合



●郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2019年6月26日(水曜日) 午後5時到着分まで



●インターネット等による議決権行使

当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2019年6月26日(水曜日) 午後5時まで

詳しくは、次頁(4～6頁)をご確認ください。

<重複行使の取り扱い>

議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」ならびに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.77bank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.77bank.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

行使期限

2019年6月26日(水曜日) 午後5時まで

※ 議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

1 当行の指定する議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

をご利用いただくことによるのみ可能です。

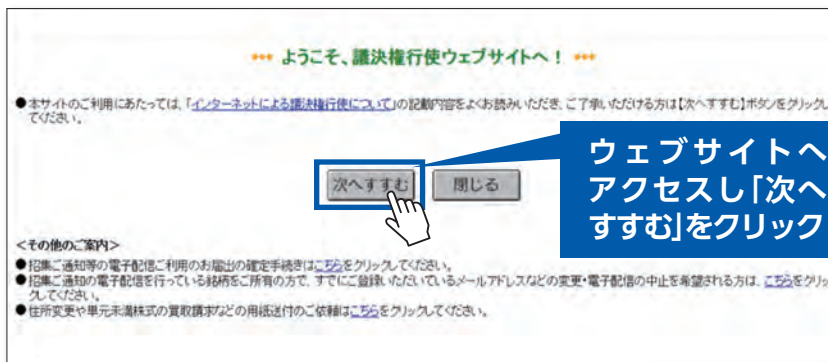
なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して下の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。



QRコード®

操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力し、ログインしてください。

◆ ログイン ◆

● 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
● 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

議決権行使コードを入力して「ログイン」をクリック

議決権行使書

株主番号: _____ 議決権行使個数: _____ 単位: _____

株式会社 七十七銀行 申付

私は、2019年6月27日開会の発行第135号定時株主総会（議決案または議決案）における議決権行使、ならびに議決権行使書（印刷）の取り扱いを行います。

2019年6月 日

議決案	議決案	議決案	議決案	議決案	議決案
議決案	議決案	議決案	議決案	議決案	議決案
議決案	議決案	議決案	議決案	議決案	議決案

外議決権行使書の発行を認めない場合は、我々の発行したものを取り扱います。

株式会社 七十七銀行

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切り離すにそのまますべてお受け取りに提出ください。

議決権行使ウェブサイト: <http://www.shichijubank.jp>

議決権行使コード: _____

パスワード: _____

株式会社 七十七銀行

お願い

- 株主総会にご出席しない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日午後5時までに到着するようお願いいたします。
- 第3号議決案および第4号議決案の賛否をご表示の際、一部が承認者ごとの賛否を必要とする場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該議決権者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、賛否のボタンをクリックし、はきり印を記入してください。
- 議決権をインターネットで行われる場合は、下に記載のウェブサイトに議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、2019年6月27日午後5時までに投票してください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。

3

「パスワード」をご入力ください。

◆ パスワード認証 ◆

● パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
● ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
● パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

パスワードを入力して「次へ」をクリック

以降は、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

!
ご注意

1. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - (1) パソコンを利用する場合
 - ① 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
 - ② ウェブブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver.7～9	Adobe® Reader® Ver.9
Windows® Ver.7	Internet Explorer® Ver.8～11	Adobe® Reader® Ver.11
Windows® Ver.8.1	Internet Explorer® Ver.11	Adobe® Reader® Ver.11

* Windows、Windows Vista、およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

* AdobeおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- ③ ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
 - ④ 議決権行使ウェブサイトへ接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
- (2) 携帯電話を利用する場合
- ① 「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
 - ② 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）。
- ※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Oath Inc.、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル ☎0120-707-743（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～21:00（土曜・日曜・祝日も受付）

添付書類

第135期 (2018年4月1日から
2019年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〈主要な事業内容〉

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、社債受託業務、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの業務を行っております。

〈金融経済環境〉

当期のわが国経済は、海外経済の拡大にやや減速感がうかがわれるなかで、生産・輸出の増勢の鈍化や設備投資における慎重な動きなど、一部に弱めの動きがみられたものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、基調としては緩やかな回復を続けました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、東日本大震災からの復興需要の反動などから、回復の動きが鈍化してきているものの、経済活動は総じて高水準で推移し、基調としては緩やかな回復を続けました。

こうしたなか、金利情勢については、長期金利は、日銀による長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策の修正を受け、上昇する局面もみられたものの、期末にかけて再びマイナス金利となるなど、低い水準で推移しました。一方、短期金利は、引続き低い水準で推移しました。また、株価は、米中貿易摩擦への懸念から、2018年12月には日経平均株価が一時1万9千円台前半まで下落しましたが、期末にかけては2万1千円台を回復しました。この間、為替相場は、期初の1ドル＝105円台から、2018年10月には1ドル＝114円台まで円安が進行しましたが、期末には1ドル＝110円台となりました。

〈事業の経過及び成果〉

このような金融経済環境のもとで、当行は、株主・お取引先の皆さまのご支援のもと役職員が一体となって事業活動の推進に努めてまいりました。

〈東日本大震災の影響を踏まえた対応等〉

東日本大震災による甚大な被害を踏まえ、当行は、地域と共にある金融機関として、地域社会・経済の復興や発展に貢献するため、金融サービスの安定的な提供と継続的な金融仲介機能の発揮に努めてまいりました。

被災された事業者のお客さまへの対応としましては、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」や「復興特区支援利子補給金」をはじめとする、国や自治体の支援策などを活用し、事業の再開や設備の復旧に向けた資金需要に積極的

にお応えしましたほか、ビジネスマッチングなどの本業支援等を通じて、お客さまの販路の開拓・拡大などの経営課題解決に向けた取組みを継続しました。

このほか、震災の影響により事業の継続やお借入れのご返済に支障をきたしているお取引先を支援するため、お取引先の状況等を踏まえ、お借入れ条件の変更に応じるなど弾力的な対応を継続してまいりました。特に、いわゆる二重ローン問題への対応につきましては、事業者のお客さまに対しまして、必要に応じて株式会社東日本大震災事業者再生支援機構や宮城産業復興機構をはじめとする外部機関等を活用しましたほか、本部に駐在する外部専門家等と連携し、経営改善や事業再生支援に向けたコンサルティング機能の発揮に取り組みました。また、個人のお客さまに対しましては、「個人版私的整理ガイドライン」のメリットや効果等の周知に努めてまいりましたほか、防災集団移転促進事業の対象となるお客さま向けの専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン(集団移転・借地型)」を活用し、新たな住宅建築を支援しました。

(主要な事業施策等)

- イ. マーケットの変化に対応し、個人のお客さまにより一層便利に当行をご利用いただくため、最新鋭の機器を活用した新たなコンセプトの店舗として蛇田支店のぞみ野出張所を新設しましたほか、大学病院前支店および西中田支店をリニューアルしました。また、芭蕉の辻支店を本店営業部内へ移転し、店舗内店舗の形態による営業といたしました。さらに、お客さまの利便性向上を図るため、店舗外現金自動設備を2か所新設しました。その結果、2019年3月末現在の店舗数は、出張所を含めて143か店、店舗外現金自動設備は268か所となりました。
- ロ. コンサルティング力の強化に向けて営業推進部門の体制を強化するため、営業渉外部を「コンサルティング営業部」に名称変更するとともに、シンジケート・ローンやストラクチャード・ファイナンス等の法人向け貸出業務を取り扱う「コーポレートファイナンス課」を新設しました。また、資産運用サポート課を「コンサルティング営業課」に名称変更し、事業承継やM&A、相続、資産運用等、お客さまの幅広いニーズにお応えできる体制を整備しました。そのほか、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策の国際的な重要性の高まり等を踏まえ、マネー・ローンダリング等防止対策の専担部署として、コンプライアンス統轄部内に「マネー・ローンダリング対策課」を新設しました。
- ハ. 地域経済や産業動向等に関する専門性の高い調査研究と、取引先の課題解決に向けた実効性のあるコンサルティングサービスの提供等を行う子会社として、「七十七リサーチ&コンサルティング株式会社」を設立しました。また、当行と七十七キャピタル株式会社との連携により、地域のプロジェクトや不動産等を裏付けとした匿名組合出資持分等を投資対象とする「77ストラテジック・インベストメント投資事業有限責任組合」を組成しました。そのほか、グループ経営の効率化を目的として、100%子会社である七十七コンピューター

サービス株式会社を2018年9月30日付で解散し、同年12月28日付で清算終了しました。

- 二. 執行役員制度を改正し、新たな役位として上席執行役員を設けることにより、業務執行機能の更なる強化を図りました。また、取締役の多様性を通じた取締役会の更なる実効性向上を実現するため、女性役員を登用しましたほか、社外取締役の積極的な登用により、取締役会における社外取締役比率の向上を図りました。
- ホ. 創業140周年記念事業として、金融資料館のリニューアルやお子さま向け金融教育サイト「77キッズランド」を新設したほか、営業店毎に社会貢献活動を実施する「一店舗一貢献運動」や当行が受け取る収益の一部について寄付を行う投資信託商品<七十七> E S G日本株オープン（愛称：みやぎの絆）の取扱いを開始しました。また、お客さまのビジネスチャンス拡大と地域経済活性化への貢献を目的としたビジネスフォーラムやスタートアップ企業等からITを活用したサービス・アイデアを募集するビジネスコンテストの開催など、地域の皆さま・お客さまからの、日頃のご支援・ご愛顧にお応えすべく、様々な記念事業を実施しました。
- へ. お客さまの利便性向上を図るため、スマートフォンで税金や公共料金等の支払いが可能となる納付金支払アプリ「七十七銀行Pay B」の取扱いを開始しました。また、FinTech企業と協業し、人工知能（AI）を活用したビッグデータ分析ソフトを本格導入したほか、ATM等の様々なチャネルを連携して最適な情報を最適なタイミングでお客さまに提供することが可能となる「オムニチャネル」の構築に向けた実証実験を実施しました。

（当期の業績）

当期の業績は、次のようになりました。

預 金（譲渡性預金を含む）

預金（譲渡性預金を含む）は、個人預金は増加したものの、公金預金が減少しました結果、725億円減少し、期末残高は7兆8,918億円となりました。なお、預金と公共債・投資信託・保険等の預り資産を合わせた期末残高は798億円減少し、8兆4,394億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元中小企業向け貸出および個人向けの消費者ローンを中心に増強に努めました結果、978億円増加し、期末残高は4兆7,249億円となりました。

有価証券

有価証券は、国債を中心に1,611億円減少し、期末残高は2兆9,649億円となりました。

内国為替取扱高

内国為替取扱高は、1,809億円増加し、48兆7,638億円となりました。

外国為替取扱高

外国為替取扱高は、3億33百万ドル増加し、52億89百万ドルとなりました。

収益状況

収益状況は、厳しい経営環境のなか、資金運用・調達効率化および経費の節減に努めました結果、経常利益は220億82百万円、当期純利益は179億68百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益は233億51百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は176億70百万円となりました。

〈当行が対処すべき課題〉

地域金融機関においては、マイナス金利政策等を背景とした収益性の低下や、少子高齢化・人口減少の進展による中長期的なマーケットの縮小に加え、異業種やF i n T e c h企業との競合による収益機会の減少という新たな脅威への対処が課題となっております。

当行においても、競合金融機関のみならず、異業種・F i n T e c h企業との差別化を図り、お客さまの満足度および当行に対する信頼度を高めるとともに、限りある経営資源（人材・資金・時間）を最大限活用しながら、より一層強固な経営基盤を確立することで、持続的な成長を果たしていく必要があります。

こうした課題に積極的に対処するため、当行は、昨年4月よりスタートした中期経営計画『『For The Customer & For The Future』～ベスト・コンサルティングバンク・プロジェクト～』に基づき、お客さまのニーズに最適なソリューションでお応えする「ベスト・コンサルティングバンク」の実現に向けた取組みを通じて、お客さまの満足度および当行に対する信頼度をより一層高め、収益の向上ならびに従業員満足度の向上を実現することを目指しております。

なお、2018年5月および6月に元行員による現金着服事件が発覚いたしました。信用を第一とする金融機関でありながら、このような事態を招き、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。不祥事件を発生させた事実を厳粛に受け止め、コンプライアンス意識の徹底等、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、信頼回復と再発防止に取り組んでまいります。

株主の皆さま方には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預 金	73,259	73,642	74,730	74,406
定期性預金	24,929	23,946	23,390	22,126
その他	48,329	49,695	51,339	52,280
貸 出 金	43,578	44,503	46,271	47,249
個人向け	9,316	10,124	10,965	11,342
中小企業向け	15,194	16,452	17,514	18,253
その他	19,067	17,926	17,791	17,653
商品有価証券	280	207	249	198
有 価 証 券	34,789	32,426	31,260	29,649
国 債	15,609	12,255	9,885	7,098
その他	19,179	20,170	21,375	22,551
総 資 産	85,700	86,336	87,014	86,102
内国為替取扱高	511,013	488,368	485,829	487,638
外国為替取扱高	百万ドル 2,409	百万ドル 2,927	百万ドル 4,956	百万ドル 5,289
経 常 利 益	百万円 24,342	百万円 21,629	百万円 23,352	百万円 22,082
当 期 純 利 益	百万円 15,662	百万円 16,627	百万円 16,754	百万円 17,968
1株当たり当期純利益	41円85銭	222円49銭	225円84銭	241円91銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

3. 2017年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。

4. 2017年度より、役員報酬B I P信託による業績連動型株式報酬制度を導入し、役員報酬B I P信託が保有する当行株式を計算書類において株主資本における自己株式として計上しております。役員報酬B I P信託が保有する当行株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	1,160	1,066	1,131	1,094
経常利益	275	237	257	233
親会社株主に帰属する当期純利益	158	161	183	176
包括利益	△ 164	250	264	14
純資産額	4,523	4,681	4,907	4,890
総資産	85,985	86,493	87,180	86,275

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,846人	2,822人
平均年齢	38年 7月	38年 2月
平均勤続年数	15年 7月	15年 9月
平均給与月額	413千円	422千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
宮城県	128店 (うち出張所 6)	127店 (うち出張所 5)
福島県	6 ()	6 ()
岩手県	2 ()	2 ()
山形県	1 ()	1 ()
秋田県	1 ()	1 ()
東京都	2 ()	2 ()
愛知県	1 ()	1 ()
大阪府	1 ()	1 ()
北海道	1 ()	1 ()
合計	143 (6)	142 (5)

注. 上記のほか、当年度末において、法人営業所2か所(前年度末2か所)、駐在員事務所2か所(前年度末2か所)、店舗外現金自動設備を268か所(前年度末267か所)設置しております。

また、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を23,367か所(うち宮城県内487か所)、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,377か所(うち宮城県内248か所)、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,441か所(うち宮城県内250か所)それぞれ設置しております。

□. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
蛇田支店のぞみ野出張所	宮城県石巻市のぞみ野一丁目1番地6

注. 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止しました。

- ①当年度中に設置した店舗外現金自動設備
 - 東北医科薬科大学医学部（仙台市宮城野区）
 - 芭蕉の辻（仙台市青葉区）
- ②当年度中に廃止した店舗外現金自動設備
 - ヤマザワ南光台店（仙台市泉区）

八. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	2,327
---------	-------

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新築	383
行内情報ネットワークシステムの更改	335

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有しておりません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
七十七リース株式会社	仙台市青葉区本町二丁目15番1号	機械、器具、車輛等の賃貸借および売買	1974年11月25日	百万円100	%100.00	—
七十七信用保証株式会社	仙台市青葉区木町通二丁目1番12号	信用保証ならびに信用調査業務	1978年10月2日	30	100.00	—
株式会社七十七カード	仙台市宮城野区榴岡二丁目4番22号	クレジットカード業務 金銭の貸付	1983年2月22日	64	100.00	—
七十七証券株式会社	仙台市青葉区中央一丁目7番5号	金融商品取引業務	2016年7月27日	3,000	100.00	—
七十七リサーチ&コンサルティング株式会社	仙台市青葉区中央三丁目3番20号	調査研究業務 コンサルティング業務 電子計算機等による計算業務の受託	2018年7月18日	200	100.00	—

注1. 上記の重要な子会社等5社を連結対象子会社としております。なお、持分法適用会社は該当ありません。

- 七十七ビジネスサービス株式会社と七十七事務代行株式会社は、2018年3月31日付で解散し、同年6月29日付で清算終了しております。また、七十七コンピューターサービス株式会社は、2018年9月30日付で解散し、同年12月28日付で清算終了しております。

重要な業務提携の概況

- 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
- 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
- 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
- 株式会社横浜銀行、株式会社北陸銀行および株式会社北海道銀行との間で、勘定系等の基幹系システム（名称「MEJAR(メジャー)」）の共同利用を行っております。また、2019年1月より株式会社東日本銀行を新たに加え、5行によるシステムの共同利用を開始しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
氏 家 照 彦	(代表取締役) 取締役会長	・ 東北特殊鋼株式会社 社外監査役	
小 林 英 文	(代表取締役) 取締役頭取 監査部担当		
五十嵐 信	(代表取締役) 専務取締役 秘書室、総合企画部、 東京事務所担当		
津 田 政 克	常務取締役 営業統轄部、 コンサルティング営業部、 市場国際部担当		
菅 原 亨	常務取締役 審査部、総務部、 事務統轄部、システム部担当		
鈴 木 広 一	常務取締役 コンプライアンス統轄部、 リスク統轄部、人事部担当		
志 藤 敦	常務取締役 本店営業部長		
小野寺 芳 一	常務取締役 個人ダイレクト推進部、 地域開発部、資金証券部担当		
杉 田 正 博	取 締 役 (社外取締役)	・ 株式会社堀場製作所 社外取締役	
中 村 健	取 締 役 (社外取締役)	・ 弁護士 ・ 株式会社高速 社外取締役(監査等委員)	
奥 山 恵美子	取 締 役 (社外取締役)		
永 山 勝 教	取 締 役 監査等委員 常勤監査等委員	・ 株式会社カルラ 社外監査役	
中 村 修 治	取 締 役 監査等委員 常勤監査等委員		
鈴 木 敏 夫	取 締 役 監査等委員 (社外取締役)		
山 浦 正 井	取 締 役 監査等委員 (社外取締役)		
若 生 正 博	取 締 役 監査等委員 (社外取締役)		

注1. 当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

2. 当行は、取締役杉田正博氏、取締役中村健氏、取締役奥山恵美子氏、取締役監査等委員鈴木敏夫氏、取締役監査等委員山浦正井氏および取締役監査等委員若生正博氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

3. 当行は、銀行業務等のデジタル化推進に向けた取組みの強化を目的として、2019年4月1日付で本部組織の改正を行い、総合企画部 I T 戦略室とシステム部を統合し、デジタル戦略部を新設しております。

(参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
誉田敏三	上席執行役員 特命事項担当
菊地健二	上席執行役員 監査部長
目黒康達	上席執行役員 東京支店長
田畑卓治	上席執行役員 審査部長
中島芳樹	執行役員 卸町支店長
須田浩幸	執行役員 営業統轄部長
小林淳	執行役員 総合企画部長
村主正範	執行役員 コンサルティング営業部長
遠藤禎弘	執行役員 石巻支店長兼湊支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 役員報酬の決定方針および決定方法

① 当行の役員報酬については、2017年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議により年間の報酬限度額を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬限度額については、定時定額報酬である「基本報酬」として年額270百万円（うち社外取締役分は15百万円）、「業績連動報酬」として年額90百万円、また、監査等委員である取締役に対する報酬限度額については、定時定額報酬である「基本報酬」として年額80百万円としております。なお、2018年6月28日開催の第134回定時株主総会の決議により、社外取締役の増員に対応するため、取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬の限度額はそのまま据え置きとし、社外取締役分の報酬限度額のみを15百万円から20百万円に改定しております。

また、業務執行取締役については、この報酬限度額とは別枠にて、業績連動型株式報酬制度に基づき、当行株式および当行株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行うことを2017年6月29日開催の第133回定時株主総会で決議しております。

② 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬等は、当行の中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高める観点から、定時定額報酬である「基本報酬」、当期純利益に連動する「業績連動報酬」、株式価値との連動性を有する「株式報酬」の3つで構成しております。また、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、経営監督機能の強化を図る観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定時定額報酬である「基本報酬」のみとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、透明性および公平性を高めるため、コーポレートガバナンス委員会による審議・答申を踏まえ、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定いたしております。

- ③ 監査等委員である取締役の報酬は、独立性を高め、企業統治の一層の強化を図る観点から、定時定額報酬である「基本報酬」のみとしております。報酬の決定に際しては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議において決定いたしております。

□. 役員区分ごとの報酬等の総額 (単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	15	(162) 407
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5	(-) 60
計	20	(162) 467

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- 支給人数には、2018年6月28日開催の第134回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。
- 当行は、2017年6月29日開催の第133回定時株主総会の決議に基づき、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。上記の報酬等の額には、本制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに係る費用計上額が含まれております。
- 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動報酬64百万円、株式報酬97百万円を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。
- 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬が17百万円（使用人分給与11百万円、使用人分賞与5百万円）あります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
杉田正博 (社外取締役)	<p>会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役が任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令で定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。</p>
中村健 (社外取締役)	
奥山恵美子 (社外取締役)	
鈴木敏夫 (社外取締役) (監査等委員)	
山浦正井 (社外取締役) (監査等委員)	
若生正博 (社外取締役) (監査等委員)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
杉田正博 (社外取締役)	株式会社堀場製作所社外取締役 当行と同社との取引はありません。
中村健 (社外取締役)	株式会社高速社外取締役(監査等委員) 当行は同社と貸出金等の取引があります。
奥山恵美子 (社外取締役)	該当ありません。
鈴木敏夫 (社外取締役) (監査等委員)	該当ありません。
山浦正井 (社外取締役) (監査等委員)	該当ありません。
若生正博 (社外取締役) (監査等委員)	該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
杉田 正博 (社外取締役)	5年9月	当期開催の取締役会14回のうちの13回に出席しております。	金融面における豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。
中村 健 (社外取締役)	3年9月	当期開催の取締役会14回のすべてに出席しております。	長年の弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。
奥山 恵美子 (社外取締役)	0年9月	2018年6月の就任以降に開催された取締役会12回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見から、取締役会において必要な発言を適宜行っております。
鈴木 敏夫 (社外取締役) (監査等委員)	1年9月	監査等委員である取締役として当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、当期開催の監査等委員会20回のすべてに出席しております。	地方銀行の社外監査役としての実務経験や、公益事業を担う上場企業の取締役および監査役に携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。
山浦 正井 (社外取締役) (監査等委員)	1年9月	監査等委員である取締役として当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、当期開催の監査等委員会20回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験と直接企業の経営に関与した経験を活かし、取締役会および監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。
若生 正博 (社外取締役) (監査等委員)	1年9月	監査等委員である取締役として当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、当期開催の監査等委員会20回のすべてに出席しております。	地方行政に長く携わった豊富な経験を活かし、取締役会および監査等委員会において必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等の報酬等
報酬等の合計	6	30	—

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)の記載内容に対する意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数
- | | |
|----------|------------|
| 発行可能株式総数 | 268,800 千株 |
| 発行済株式の総数 | 76,655 千株 |
- 注. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 11,790 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	3,785 千株	5.06 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,260	4.36
日本生命保険相互会社	3,086	4.12
住友生命保険相互会社	3,082	4.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,604	3.48
第一生命保険株式会社	2,455	3.28
株式会社三菱UFJ銀行	1,775	2.37
東北電力株式会社	1,695	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,267	1.69
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,236	1.65

- 注1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 注2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 注3. 持株比率は持株数を発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。
 注4. 当行は2019年3月31日現在、自己株式を1,901千株保有しており、上記大株主から除外しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ	68	
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 深 田 建太郎		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔		

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 報酬等には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 会計監査人に対し、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭の合計額は、83百万円であります。
5. 監査等委員会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況および監査時間や監査報酬の推移を確認するとともに、当事業年度の監査計画の適切性および報酬見積りの算出根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

当行と会計監査人との間では、責任限定契約はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ・ 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。
- ・ 会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に勘案し、当行の会計監査人としての職務を適切に遂行することが不十分と認められる場合は、監査等委員会の決議により当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当行は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

(1) 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当行は、法令等遵守にかかる基本的考え方、基本方針について定めた法令等遵守方針に基づき、法令等を遵守する。
- ロ. 当行は、法令等遵守態勢の整備・強化を図るための組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会、その下部機関としてのコンプライアンス部会を置くとともに、部店毎にコンプライアンス推進委員会を置く。また、法令等遵守の統轄部署としてコンプライアンス統轄部を置く。
- ハ. 当行は、頭取を法令遵守担当役員とするとともに、法令等遵守の統轄部署に法令遵守統轄者および統轄コンプライアンス・オフィサー、各部店にコンプライアンス・オフィサーもしくは法令遵守連絡担当者を置く。
- ニ. 取締役会は、年度毎に「法令等遵守に係わる実践計画」を決議するとともに、実践計画の進捗状況および達成状況等の報告を受ける。
- ホ. 当行は、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として、専用電話等を設置・運営する。
- ヘ. 監査等委員は、取締役による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、またはそのおそれがあると認めたときは取締役会に報告するなど、適切な措置を講じる。
- ト. 当行は、反社会的勢力への対応にかかる基本方針等について定めた反社会的勢力への対応方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。
- チ. 当行は、マネー・ロンダリング等の防止にかかる基本方針等について定めたマネー・ロンダリング等防止管理方針に基づき、適切な業務運営を行う。
- リ. 当行は、子会社との間で取引を行うにあたって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の取引条件にて行う。
- ヌ. 当行は、財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、情報資産の具体的な管理基準を定めたセキュリティスタンダード等に基づき、取締役会議事録のほか、取締役の職務執行にかかる文書を保管および管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当行は、リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、適切なリスク管理を行う。

- . 当行は、統合的リスク管理を行う部署として、リスク統轄部を置く。
- Ⅷ. 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても適切に対処する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- Ⅰ. 当行は、毎月および必要に応じて取締役会を開催するとともに、取締役会の委任を受けた範囲において、常務会にて重要事項の協議を行う。
- . 取締役会は、全行的な目標として策定する経営計画および予算等について決議するとともに、その進捗状況について報告を受ける。
- Ⅷ. 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき、職務を執行する。
- Ⅱ. 当行は、執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と、業務執行機能を分離し、各機能の強化・迅速化を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- Ⅰ. 当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ① 当行は、子会社との間に予め定める事項につき協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行う。
 - ② 当行は、子会社と定期的にもしくは必要に応じ会議を開催し、情報の共有化を通じて管理および連携を強化する。
- . 当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 各種リスクの管理にあたっては、リスク管理等に関し、子会社各社が当行の制定する内容に則り制定する諸規定および各社の事業内容に応じ制定する諸規定に従い、各社毎に管理させる。
 - ② 当行のリスク管理部署は、「リスク管理の基本方針」に基づき、子会社各社の業況等を把握することにより、グループ一体としてのリスク管理を行う。
 - ③ 当行は、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた子会社各社の災害等緊急時対応プラン等に基づき、緊急事態発生時においても子会社に適切に対処させる。
- Ⅷ. 当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、当行の経営方針を子会社に周知徹底し、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。
- Ⅱ. 当行子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当行は、子会社に対し、当行が制定する内容に則り、コンプライアンス、リスク管理等に関する諸規定を制定させ、これを遵守させる。

- ② 当行は、子会社の事業等の健全性を維持するため、別途締結する契約に基づく委託を受け、監査部にて業務運営状況の監査を行う。
- ③ 当行は、子会社の財務報告にかかる内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(6) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査部に監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を置き、その使用人は監査等委員会の指示に従い、その職務を行う。

(7) 前号の使用人の当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人にかかる考課、異動等、人事に関する事項の決定については、監査等委員会の事前の同意を得る。

(8) 当行の監査等委員会の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従う。

(9) 次に掲げる体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、取締役会その他監査等委員の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。

ロ. 当行子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当行は、子会社との間で別途締結する監査契約に基づく監査を通じて、子会社各社の資産自己査定の実施状況等を含む業務運営状況について、子会社各社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者から適宜報告を受ける。当行は、当該報告を受けた場合、その内容について、取締役会その他監査等委員の出席する重要な会議において、報告を行う。
- ② 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行もしくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当行に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査等委員会に報告を行う。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 監査等委員会への報告者、調査に協力した者および被報告者のプライバシーを保護する。

- . 監査等委員会に報告をしたことを理由とした、報告者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(11) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 当行は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限る）について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- . 当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(12) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員は、監査等委員会規定および監査等委員会監査等基準に基づく、代表取締役との定期的会合、取締役会その他重要な会議への出席、および内部監査部門・会計監査人等との関係を通じ、監査を実効的に行う。

□. 監査等委員会は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して説明を求めることができる。

ハ. 監査等委員会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を10回、その下部機関であるコンプライアンス部会を12回それぞれ開催し、法令等遵守体制の整備・強化を図るとともに、役職員に対する法令等遵守の徹底を図るために部店毎設置しているコンプライアンス推進委員会を毎月1回以上の頻度で開催しました。

また、役職員がコンプライアンス違反または違反の疑いが強い行為を発見した場合の通報の手段として専用電話等を設置・運営し、行内における報告体制の整備を図っております。

(2) リスク管理体制

リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる取締役会・各部署の役割等について定めたリスク管理基本方針に基づき、各リスクのリスク管理部署は、各リスクの状況等について分析・評価を行い、常務会および役員部長連絡会で報告しました。

また、災害等発生時の基本的行動指針、対応体制等の重要事項について定めた災害等緊急時対応プラン等に基づき、災害対策および業務継続にかかる訓練を実施しました。

(3) 取締役の職務執行体制

- イ. 取締役は、組織規定に定めた職務権限等に基づき職務を執行したほか、職務の執行状況について、取締役会、常務会および役員部長連絡会等で報告しました。
- ロ. 取締役会を14回開催したほか、取締役会の委任を受けた範囲において重要事項の協議を行う常務会を41回開催しました。
- ハ. 執行役員は、取締役会の決議により委任された業務について、組織規定に定めた職務権限等に基づき執行しました。
- ニ. 取締役の職務執行にかかる文書については、セキュリティスタンダード等に基づき、保管および管理しております。

(4) グループ会社の管理体制

頭取と子会社の社長が出席する会議を2回開催し、情報の共有化を通じて管理および連携の強化を図ったほか、子会社との間に予め定める事項について、都度協議・報告を受け、総合企画部を統轄部署として子会社の管理・指導を行いました。

また、子会社の事業等の健全性を維持するため、監査部にて業務運営状況の監査を実施しました。

(5) 監査等委員会の職務執行体制

- イ. 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査するため、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。
- ロ. 監査等委員会は、代表取締役との定期的会合を3回開催し、意見交換・意見表明を行いました。また、会計監査人との会合を7回開催し、会計に関する情報等の意見交換を行いました。
- ハ. 監査等委員会の職務を補助する専任の使用人を2名配置しております。

第135期末 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	710,996	預金	7,440,628
現金	53,663	当座預金	212,594
預け金	657,332	普通預金	4,763,275
コーポレート	511	貯蓄預金	130,843
買入金銭債権	4,071	通知預金	15,477
商品有価証券	19,848	定期預金	2,197,787
商品国債	590	定期積金	14,816
商品地方債	8,257	その他の預金	105,833
その他の商品有価証券	11,000	譲渡性預金	451,220
金銭の信託	115,613	コーポレマネー	16,104
有価証券	2,964,936	債券貸借取引受入担保金	17,414
国債	709,806	借入金	111,228
地方債	514,774	借入金	111,228
社債	944,892	外国為替	339
株	137,811	売渡外国為替	66
その他の証券	657,651	未払外国為替	273
貸出金	4,724,954	その他負債	27,463
割引手形	11,530	未決済為替借	54
手形貸付	133,908	未払法人税等	2,107
証書貸付	4,033,660	未払費用	4,077
当座貸越	545,854	前受収益	1,275
外国為替	4,734	給付補填備金	2
外国他店預け	4,663	金融派生商品	3,829
取立外国為替	71	金融商品等受入担保金	424
その他資産	63,198	リース債務	84
未決済為替貸	4	資産除去債務	662
前払費用	37	その他の負債	14,944
未収収益	5,612	役員賞与引当金	64
金融派生商品	810	退職給付引当金	14,726
金融商品等差入担保金	3,700	株式給付引当金	750
その他の資産	53,033	睡眠預金払戻損失引当金	464
有形固定資産	32,031	偶発損失引当金	781
建物	8,294	繰延税金負債	23,238
土地	19,321	支払承諾	24,622
リース資産	81	負債の部合計	8,129,047
建設仮勘定	138	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	4,194	資本金	24,658
無形固定資産	263	資本剰余金	8,937
その他の無形固定資産	263	資本準備金	7,835
支払承諾見返	24,622	その他資本剰余金	1,102
貸倒引当金	△ 55,511	利益剰余金	343,810
		利益準備金	24,658
		その他利益剰余金	319,151
		固定資産圧縮積立金	731
		別途積立金	298,305
		繰越利益剰余金	20,114
		自己株式	△ 5,551
		株主資本合計	371,855
		その他有価証券評価差額金	110,820
		繰延ヘッジ損益	△ 1,451
		評価・換算差額等合計	109,368
		純資産の部合計	481,223
資産の部合計	8,610,271	負債及び純資産の部合計	8,610,271

第135期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	98,475
資金運用収益	69,451
貸出金利息	42,032
有価証券利息配当金	27,139
コールローン利息	12
預け金利息	147
その他の受入利息	118
役務取引等収益	16,742
受入為替手数料	6,820
その他の役務収益	9,922
その他業務収益	115
商品有価証券売買益	51
国債等債券売却益	62
その他の業務収益	1
その他経常収益	12,166
株式等売却益	5,989
金銭の信託運用益	3,908
その他の経常収益	2,268
経 常 費 用	76,392
資金調達費用	3,548
預金利息	1,393
譲渡性預金利息	98
コールマネー利息	584
債券貸借取引支払利息	629
借入金利息	7
金利スワップ支払利息	827
その他の支払利息	8
役務取引等費用	7,171
支払為替手数料	2,061
その他の役務費用	5,110
その他業務費用	6,411
外国為替売買損	1,865
国債等債券売却損	796
国債等債券償還損	2,061
金融派生商品費用	1,685
その他の業務費用	0
営業経費	55,734
その他経常費用	3,527
貸倒引当金繰入額	1,565
貸出金償却	0
株式等売却損	135
株式等償却	44
金銭の信託運用損	798
その他の経常費用	982
経 常 利 益	22,082
特 別 利 益	1,378
子会社清算益	1,378
特 別 損 失	761
減損損失	761
税引前当期純利益	22,699
法人税、住民税及び事業税	4,984
法人税等調整額	△ 253
法 人 税 等 合 計	4,730
当 期 純 利 益	17,968

(2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	711,025	預 金	7,432,614
コールローン及び買入手形	511	譲 渡 性 預 金	440,220
買入金銭債権	4,071	コールマネー及び売渡手形	16,104
商品有価証券	19,848	債券貸借取引受入担保金	17,414
金銭の信託	115,613	借 用 金	116,643
有 価 証 券	2,958,281	外 国 為 替	339
貸 出 金	4,718,942	そ の 他 負 債	44,000
外 国 為 替	4,734	役員賞与引当金	81
リース債権及びリース投資資産	17,622	退職給付に係る負債	23,902
そ の 他 資 産	79,208	役員退職慰労引当金	29
有形固定資産	32,442	株式給付引当金	750
建 物	8,319	睡眠預金払戻損失引当金	464
土 地	19,321	偶発損失引当金	781
リ ー ス 資 産	70	特別法上の引当金	0
建設仮勘定	138	繰延税金負債	20,462
その他の有形固定資産	4,592	支 払 承 諾	24,622
無形固定資産	317	負債の部合計	8,138,432
ソフトウェア	50	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	267	資 本 金	24,658
繰延税金資産	1,136	資 本 剰 余 金	20,517
支払承諾見返	24,622	利 益 剰 余 金	346,926
貸倒引当金	△ 60,868	自 己 株 式	△ 6,391
		株 主 資 本 合 計	385,710
		その他有価証券評価差額金	111,108
		繰延ヘッジ損益	△ 1,451
		退職給付に係る調整累計額	△ 6,290
		その他の包括利益累計額合計	103,367
		純資産の部合計	489,077
資産の部合計	8,627,510	負債及び純資産の部合計	8,627,510

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで) **連結損益計算書**

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	109,483
資 金 運 用 収 益	68,779
貸 出 金 利 息	42,119
有 価 証 券 利 息 配 当 金	26,381
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	12
預 け 金 利 息	147
そ の 他 の 受 入 利 息	118
役 務 取 引 等 収 益	17,705
そ の 他 業 務 収 益	10,832
そ の 他 経 常 収 益	12,166
経 常 費 用	86,131
資 金 調 達 費 用	3,561
預 金 利 息	1,393
譲 渡 性 預 金 利 息	96
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	584
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	629
借 用 金 利 息	26
そ の 他 の 支 払 利 息	831
役 務 取 引 等 費 用	6,360
そ の 他 業 務 費 用	13,937
営 業 経 費	58,735
そ の 他 経 常 費 用	3,536
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,521
そ の 他 の 経 常 費 用	2,015
経 常 利 益	23,351
特 別 利 益	-
特 別 損 失	761
減 損 損 失	761
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	22,590
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,809
法 人 税 等 調 整 額	△ 889
法 人 税 等 合 計	4,919
当 期 純 利 益	17,670
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	17,670

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 七 七 七 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菅 博 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 深 田 建太郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木 村 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社七十七銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

株式会社 七 七 七 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建太郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 大 輔 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社七十七銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第135期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門等および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社 七 七 銀 行 監査等委員会

常勤監査等委員 永 山 勝 教 ㊟

常勤監査等委員 中 村 修 治 ㊟

監 査 等 委 員 鈴 木 敏 夫 ㊟

監 査 等 委 員 山 浦 正 井 ㊟

監 査 等 委 員 若 生 正 博 ㊟

(注) 監査等委員 鈴木敏夫、山浦正井および若生正博は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としながら、経営体質強化のための内部留保にも意を用いておりますが、当期につきましては、業績等を総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

前期末に比し1株につき2円50銭の増配とし、当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,868,868,500円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株当たり47円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 14,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 14,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

監査等委員会による経営監視機能を強化し、より実効性の高いコーポレートガバナンス体制を構築するため、現行定款第19条第2項に定める監査等委員である取締役の員数の上限を1名増員し、5名から6名に変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当銀行に取締役(監査等委員である取締役を除く)14名以内を置く。</p> <p>2. 当銀行に監査等委員である取締役<u>5</u>名以内を置く。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当銀行に取締役(監査等委員である取締役を除く)14名以内を置く。</p> <p>2. 当銀行に監査等委員である取締役<u>6</u>名以内を置く。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定める候補者の指名方針および指名手続に従い、コーポレートガバナンス委員会の審議を経て適切に取締役候補者が指名されており、各候補者は当行の取締役として適任であることから、本議案の内容については、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当行における地位
1	うじ いえ てる ひこ 氏 家 照 彦	再任	代表取締役会長
2	こ ばやし ひで ふみ 小 林 英 文	再任	代表取締役頭取
3	いがらし まこと 五十嵐 信	再任	代表取締役専務
4	すが わら とおる 菅 原 亨	再任	常務取締役
5	すず き こう いち 鈴 木 広 一	再任	常務取締役
6	し どう あつし 志 藤 敦	再任	常務取締役本店営業部長
7	お の であし よし かず 小野寺 芳 一	再任	常務取締役
8	た ばた たく じ 田 畑 卓 治	新任	上席執行役員審査部長
9	すぎ た まさ ひろ 杉 田 正 博	再任	取締役（社外取締役） 独立役員
10	なか むら けん 中 村 健	再任	取締役（社外取締役） 独立役員
11	おく やま え み こ 奥 山 恵美子	再任	取締役（社外取締役） 独立役員

候補者番号

1

うじ いえ てる ひこ
氏 家 照 彦 (1946年8月29日生)

再任

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1969年4月	日本興業銀行入行	2005年6月	当行代表取締役副頭取
1992年8月	同行関連事業部参事役	2010年6月	当行代表取締役頭取
1993年6月	当行取締役営業開発部長	2018年6月	当行代表取締役会長 現在に至る
1995年6月	当行取締役営業推進部長		
1997年6月	当行取締役本店営業部長		
1998年6月	当行常務取締役本店営業部長	■重要な兼職の状況	
1999年6月	当行常務取締役調査部長		東北特殊鋼株式会社社外監査役
2000年3月	当行常務取締役	■所有する当行の株式の数	
2002年6月	当行専務取締役		174,884株

取締役候補者とした理由

長年の金融業務の経験と、1993年6月取締役に就任し、2005年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

こ ばやし ひで ふみ
小 林 英 文 (1957年9月22日生)

再任

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1981年4月	当行入行	2016年6月	当行常務取締役
2006年6月	当行資金証券部長	2017年6月	当行代表取締役副頭取
2008年6月	当行総合企画部長	2018年6月	当行代表取締役頭取 現在に至る
2010年6月	当行取締役総合企画部長		
2013年6月	当行取締役本店営業部長	■担当	
2014年6月	当行常務取締役本店営業部長		監査部
2015年6月	当行常務取締役	■所有する当行の株式の数	
2016年5月	当行常務取締役石巻支店長 兼湊支店長		5,700株

取締役候補者とした理由

長年の金融業務の経験と、2010年6月取締役に就任し、2017年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

い が ら し
五十嵐ま こと
信 (1957年3月18日生)

再任

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1980年4月 当行入行
 2005年6月 当行総務部長
 2006年6月 当行人事部長
 2009年6月 当行取締役東京支店長
 2012年6月 当行取締役営業統轄部長
 2013年6月 当行常務取締役
 2017年6月 当行専務取締役

2018年6月 当行代表取締役専務
 現在に至る

■担当
 秘書室、総合企画部、東京事務所
 ■所有する当行の株式の数
 5,600株

取締役候補者とした理由

長年の金融業務の経験と、2009年6月取締役に就任し、2018年6月以降、代表取締役として経営を担ってきた実績から、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

す が わ ら
菅 原と お る
亨 (1959年12月21日生)

再任

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1983年4月 当行入行
 2003年6月 当行扇町支店長
 2005年6月 当行北仙台支店長
 2006年6月 当行大阪支店長
 2008年6月 当行システム部副部长
 2009年6月 当行システム部長
 2013年6月 当行取締役システム部長
 2014年6月 当行取締役執行役員システム部長

2017年6月 当行常務取締役
 現在に至る

■担当
 デジタル戦略部、審査部、総務部、
 事務統轄部
 ■所有する当行の株式の数
 4,000株

取締役候補者とした理由

営業店長、システム部長等を歴任後、2013年6月取締役に就任。以降、特にデジタル戦略部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

5

すず き こう いち
鈴木 広 一

(1962年2月26日生)

再任

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1984年4月 当行入行
 2005年3月 当行浦谷支店長
 2007年9月 当行増田支店長
 2009年6月 当行総務部長
 2013年6月 当行営業統轄部長
 2014年6月 当行執行役員営業統轄部長
 2015年6月 当行取締役執行役員卸町支店長
 2018年6月 当行常務取締役
 現在に至る

■担当
 コンプライアンス統轄部、リスク統轄部、
 人事部
 ■所有する当行の株式の数
 1,700株

取締役候補者とした理由

営業店長、営業統轄部長等を歴任後、2014年6月執行役員、2015年6月取締役執行役員に就任。以降、特にコンプライアンス統轄部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

し とう あつし
志 藤 敦

(1962年2月7日生)

再任

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1985年4月 当行入行
 2005年6月 当行秘書室長
 2008年6月 当行福島支店長
 2010年6月 当行泉支店長
 2012年6月 当行市場国際部長
 2014年6月 当行執行役員東京支店長

2016年6月 当行取締役執行役員本店営業部長
 2018年6月 当行常務取締役本店営業部長
 現在に至る
 ■所有する当行の株式の数
 4,700株

取締役候補者とした理由

営業店長、市場国際部長等を歴任後、2014年6月執行役員、2016年6月取締役執行役員に就任。以降、本店営業部長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

お の で ら よ し か ず
小野寺 芳 一 (1962年3月19日生)

再任

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1985年4月 当行入行
 2007年9月 当行八幡町支店長
 2009年3月 当行吉岡支店長
 2011年6月 当行事務管理部長
 2013年6月 当行総合企画部長
 2014年6月 当行執行役員総合企画部長
 2016年6月 当行取締役執行役員石巻支店長
 兼湊支店長

2018年6月 当行常務取締役
 現在に至る

■担当

個人ダイレクト推進部、地域開発部、
 資金証券部

■所有する当行の株式の数
 2,200株

取締役候補者とした理由

営業店長、総合企画部長等を歴任後、2014年6月執行役員、2016年6月取締役執行役員に就任。以降、特に個人ダイレクト推進部門等を統括し、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

た ば た た く じ
田 畑 卓 治 (1962年4月26日生)

新任

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1986年4月 当行入行
 2007年9月 当行郡山支店長
 2009年6月 当行東京事務所長
 2012年6月 当行資金証券部長
 2015年6月 当行審査部長
 2016年6月 当行執行役員審査部長

2018年6月 当行上席執行役員審査部長
 現在に至る

■所有する当行の株式の数
 2,200株

取締役候補者とした理由

営業店長、審査部長等を歴任後、2016年6月執行役員、2018年6月上席執行役員に就任。以降、審査部長として、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行しており、また、十分な社会的信用を有していると判断し、取締役候補者いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

9

すぎ た まさ ひろ
杉 田 正 博

(1944年10月20日生)

再任

社外取締役
独立役員

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1967年4月 日本銀行入行
 1996年5月 同行国際局長
 1998年6月 日本輸出入銀行海外投資研究所長
 1999年9月 日本銀行監事
 2003年12月 万有製薬株式会社
 (現MSD株式会社) 常勤監査役
 2006年6月 株式会社堀場製作所取締役
 現在に至る
 2007年6月 当行監査役

2009年10月 万有製薬株式会社
 (現MSD株式会社) 監査役
 2013年6月 当行取締役
 現在に至る

■重要な兼職の状況

株式会社堀場製作所社外取締役

■所有する当行の株式の数

400 株

取締役候補者とした理由

主に金融面における豊富な専門知識と実務経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

10

なか むら けん
中 村 健

(1948年1月7日生)

再任

社外取締役
独立役員

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1974年4月 弁護士登録（仙台弁護士会）
 1977年9月 中村健法律事務所開設
 現在に至る
 1996年6月 株式会社高速監査役
 2004年11月 株式会社北洲監査役
 現在に至る
 2007年6月 当行監査役
 2013年6月 株式会社高速取締役
 2015年6月 当行取締役
 現在に至る

2016年6月 株式会社高速取締役(監査等委員)
 現在に至る

■重要な兼職の状況

弁護士

株式会社高速社外取締役（監査等委員）

■所有する当行の株式の数

1,800 株

取締役候補者とした理由

長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1975年4月 仙台市採用
2009年8月 仙台市長
2018年6月 当行取締役
現在に至る

■所有する当行の株式の数
100株

取締役候補者とした理由

地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見から、当行の社外取締役として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

社外取締役 会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者。

独立役員 東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者。

- 注1. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
- 注2. 杉田正博氏、中村健氏、奥山恵美子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、杉田正博氏、中村健氏、奥山恵美子氏を東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
- 注3. 杉田正博氏、中村健氏、奥山恵美子氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|--------|----|
| 杉田正博氏 | 6年 |
| 中村健氏 | 4年 |
| 奥山恵美子氏 | 1年 |
- 注4. 杉田正博氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注5. 中村健氏および中村健法律事務所は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注6. 奥山恵美子氏は、当行の取引先であります。取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注7. 奥山恵美子氏は、当行の取引先である仙台市の出身者であります。当行は仙台市に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。仙台市との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注8. 中村健氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験や幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役に適任であり、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 注9. 奥山恵美子氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見を有していることから、当行の社外取締役に適任であり、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- 注10. 当行は、社外取締役候補者杉田正博氏、中村健氏、奥山恵美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、各氏の取締役選任が承認された場合、当行は各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会による経営監視機能を強化し、より実効性の高いコーポレートガバナンス体制を構築するため、社外取締役を1名増員し、監査等委員である取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当行における地位
1	なが やま よし あき 永 山 勝 教	再任	取締役監査等委員
2	ちゅう ばち みつ お 中 鉢 充 雄	新任	
3	すず き とし お 鈴 木 敏 夫	再任 社外取締役 独立役員	取締役監査等委員（社外取締役）
4	やま うら まさ い 山 浦 正 井	再任 社外取締役 独立役員	取締役監査等委員（社外取締役）
5	わ こ う まさ ひろ 若 生 正 博	再任 社外取締役 独立役員	取締役監査等委員（社外取締役）
6	うし お よう こ 牛 尾 陽 子	新任 社外取締役 独立役員	

候補者番号

1

なが やま よし あき
永 山 勝 教 (1947年5月15日生)

再任

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1971年4月	当行入行	2008年6月	当行代表取締役専務
1993年6月	当行ニューヨーク支店長	2010年6月	当行代表取締役副頭取
1995年6月	当行国際部長	2017年6月	当行取締役監査等委員
1997年6月	当行取締役営業推進部長		現在に至る
1999年6月	当行取締役東京支店長		
2001年4月	当行取締役総合企画部長		
2003年6月	当行常務取締役		
2003年11月	当行常務取締役国際部長		
2004年6月	当行常務取締役		
2006年6月	当行専務取締役		

■重要な兼職の状況

株式会社カルラ社外監査役

■所有する当行の株式の数

64,320 株

取締役候補者とした理由

長年の金融業務の経験や代表取締役として経営を担った実績から、当行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

ちゅう ばち みつ お
中 鉢 充 雄 (1961年10月10日生)

新任

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1985年4月	当行入行	■所有する当行の株式の数
2011年3月	当行日本橋支店長	1,800 株
2013年6月	当行リスク統轄部長	
2015年6月	宮城商事株式会社監査役	
2016年7月	七十七証券株式会社取締役管理 本部長	
	現在に至る	

取締役候補者とした理由

営業店長、リスク統轄部長としての経験や他会社での監査役および当行子会社の経営に携わってきた実績から、当行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

3

すず き とし お
鈴木敏夫 (1947年9月29日生)

再任

社外取締役
 独立役員

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1970年4月 東北電力株式会社入社
 2001年6月 同社理事人財部長
 2005年6月 同社取締役人財部長
 2006年6月 同社取締役宮城支店長
 2007年6月 同社上席執行役員宮城支店長
 2009年6月 同社常任監査役
 2010年6月 株式会社第四銀行監査役
 2013年6月 当行監査役
 2013年6月 東北インテリジェント通信株式
 会社代表取締役会長

2015年6月 東北インテリジェント通信株式
 会社相談役
 2017年6月 当行取締役監査等委員
 現在に至る

■所有する当行の株式の数
 1,300 株

取締役候補者とした理由

地方銀行の社外監査役としての実務経験のほか、公益事業を担う上場企業の取締役および監査役に携わった実績から、銀行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。

候補者番号

4

やま うら まさ い
山浦正井 (1950年3月15日生)

再任

社外取締役
 独立役員

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1973年10月 仙台市採用
 2005年9月 仙台市副市長
 2006年4月 財団法人仙台市公園緑地協会
 理事長
 2007年6月 株式会社仙台ソフトウェアセン
 ター代表取締役社長
 2008年6月 仙台中央食肉卸売市場株式会社
 監査役
 現在に至る

2014年4月 社会福祉法人仙台市社会福祉協
 議会会長
 現在に至る
 2015年6月 当行監査役
 2017年6月 当行取締役監査等委員
 現在に至る

■所有する当行の株式の数
 1,100 株

取締役候補者とした理由

地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見のほか、企業経営に携わった実績から、銀行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。

候補者番号

5

わ こう まさ ひろ
若 生 正 博 (1951年1月18日生)

再任

社外取締役
独立役員

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

1975年4月 宮城県採用
2010年7月 宮城県副知事
2017年6月 株式会社テクノプラザみやぎ
代表取締役社長
現在に至る
2017年6月 公益財団法人みやぎ産業振興機構
理事長
現在に至る

2017年6月 当行取締役監査等委員
現在に至る

■所有する当行の株式の数
300株

取締役候補者とした理由

地方行政に長く携わった豊富な経験や幅広い識見のほか、企業経営に携わった実績から、銀行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

う し お よ う こ
牛 尾 陽 子 (1953年7月31日生)

新任

社外取締役
独立役員

略歴、当行における地位及び担当（重要な兼職の状況）、所有する当行の株式の数

2001年5月 株式会社藤崎快適生活研究所
専務取締役所長
2003年5月 株式会社藤崎取締役
2011年1月 財団法人東北活性化研究センター
アドバイザーフェロー
2012年4月 公益財団法人東北活性化研究セン
ターフェロー
現在に至る

2016年4月 国立大学法人東北大学監事
現在に至る

■所有する当行の株式の数
0株

取締役候補者とした理由

国立大学法人の監事としての実務経験のほか、企業経営に携わった実績から、銀行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

社外取締役 会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者。

独立役員 東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員候補者。

- 注1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
- 注2. 鈴木敏夫氏、山浦正井氏、若生正博氏、牛尾陽子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は、鈴木敏夫氏、山浦正井氏、若生正博氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、牛尾陽子氏を、東京証券取引所および札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
- 注3. 鈴木敏夫氏、山浦正井氏、若生正博氏の当行の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 鈴木敏夫氏 2年
山浦正井氏 2年
若生正博氏 2年
- 注4. 鈴木敏夫氏、山浦正井氏、若生正博氏は、当行の取引先であります。各氏との取引の内容は一般預金者としての通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注5. 鈴木敏夫氏は、当行の取引先である東北電力株式会社の出身者であります。当行と東北電力株式会社との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。また、東北電力株式会社は当行の株主ですが、2019年3月31日時点で議決権保有割合は2.27%であり独立性に懸念はないと判断しております。
- 注6. 山浦正井氏が会長を務める社会福祉法人仙台市社会福祉協議会は、当行の取引先であります。当行と社会福祉法人仙台市社会福祉協議会との間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注7. 山浦正井氏は、当行の取引先である仙台市の出身者であります。当行は仙台市に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。仙台市との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注8. 若生正博氏は、当行の取引先である宮城県の出身者であります。当行は宮城県に指定された指定金融機関であり、公金の収納、支払の事務を取扱うほか、預貸金等の取引を行っております。宮城県との取引は、その性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注9. 若生正博氏が代表取締役社長を務める株式会社テクノプラザみやぎは行政機関と民間企業などの共同出資によって事業の支援等を通じた地域産業の振興を目的に設立された企業で、当行は3.45%を出資しております。株式会社テクノプラザみやぎとの間には預金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注10. 株式会社テクノプラザみやぎでは、当行の元役員が社外取締役を務めており、当行と株式会社テクノプラザみやぎは社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって若生正博氏の独立性に影響を与えるものではありません。
- 注11. 若生正博氏が理事長を務める公益財団法人みやぎ産業振興機構は、当行の取引先であります。当行と公益財団法人みやぎ産業振興機構との間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注12. 牛尾陽子氏は、当行の取引先である株式会社藤崎の出身者であります。当行と株式会社藤崎の間には預貸金等の取引がありますが、通常の銀行取引であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。
- 注13. 当行は、社外取締役候補者鈴木敏夫氏、山浦正井氏、若生正博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、各氏の取締役選任が承認された場合、当行は各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。

また、社外取締役候補者牛尾陽子氏の監査等委員である取締役選任が承認された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによって生じた当行に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内略図

■会場

仙台市青葉区中央三丁目3番20号
七十七銀行本店4階会議室
電話 (022) 267-1111 (代表)



■最寄りの駅

JR線

仙台駅から徒歩 約10分
あおば通駅から徒歩 約5分

仙台市
地下鉄

仙台駅から徒歩 約7分
青葉通一番町駅から徒歩 約10分

駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。